

議 第 2 4 号
令和4年（2022年）3月24日提出

熊本市公民館条例施行規則の一部改正について（議案）

熊本市公民館条例施行規則を別紙のとおり一部改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

公設公民館において施設等の使用の手続きを変更するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 熊本市公民館条例施行規則（昭和26年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「属する月の前々月」を「4月前の日が属する月」に改め、同条第4項中「(以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。)」を削り、「使用手続き」を「使用手続」に改める。

第2条 熊本市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 団体が条例別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2に規定する施設等を1時間単位の使用時間区分により使用する場合 使用しようとする日の属する月の前々月の初日
- (2) 団体が前号に掲げる使用以外の使用をする場合 使用しようとする日の4月前の日が属する月の初日
- (3) 個人が使用する場合 使用しようとする日の14日前の日

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は令和4年6月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 教育委員会は、第2条の施行の日前においても、同日以後の公民館の使用に係る申請書の受付については、同条による改正後の第10条第2項の規定の例により行うことができる。この場合において、第2条による改正後の第10条第2項第1号の規定中「1時間単位の使用時間区分により使用する場合」とあるのは、「熊本市公民館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第3項の規定による許可を受けて使用する場合」と読み替える。

第2条による改正後【10/1施行】	第1条による改正後【6/1施行】	現行	備考
<p>(施設等の使用の手続)</p> <p>第10条 公民館及び分館の施設等の使用の許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 団体が条例別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2に規定する施設等を1時間単位の使用時間区分により使用する場合 使用しようとする日の属する月の前々月の初日</p> <p>(2) 団体が前号に掲げる使用以外の使用をする場合 使用しようとする日の4月前の日の属する月の初日</p> <p>(3) 個人が使用する場合 使用しようとする日の14日前の日</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法_____による公民館施設の使用手続_については、別に定めるところによるものとする。</p>	<p>(施設等の使用の手続)</p> <p>第10条 公民館及び分館の施設等の使用の許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の4月前の日の属する月の初日から使用しようとする時までに提出するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法_____による公民館施設の使用手続については、別に定めるところによるものとする。</p>	<p>(施設等の使用の手続)</p> <p>第10条 公民館及び分館の施設等の使用の許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の属する月の前々月の初日から使用しようとする時までに提出するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法 (以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。)による公民館施設の使用手続については、別に定めるところによるものとする。</p>	<p>①会議室、ホール等 ⇒ 現在は2か月前ルール。6月からは4か月前ルール。10月以降は1時間単位使用と個人使用もスタート。</p> <p>②テニスコート ⇒ 現在は2か月前ルール。6月からは4か月前ルール。</p> <p>③陶芸室 ⇒ 現在は2か月前ルール。6月からは4か月前ルール。</p> <p>④トレーニングルーム、ロッカー ⇒ 申請書提出が必要な「施設等」に該当しないので適用なし(9条)</p> <p>・略称を使用する箇所が無くなっているのを削る。</p> <p>・送り仮名の整理</p>

附 則

- この規則中第1条の規定は令和4年6月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 教育委員会は、第2条の施行の日前においても、同日以後の公民館の使用に係る申請書の受付については、同条による改正後の第10条第2項の規定の例により行うことができる。この場合において、第2条による改正後の第10条第2項第1号の規定中「1時間単位の使用時間区分により使用する場合」とあるのは、「熊本市公民館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第3項の規定による許可を受けて使用する場合」と読み替える。

申請提出	団体の1時間単位使用 ・条例改正で追加された許可形態。 ・2か月前ルール	団体の朝昼晩使用 ・元々は2か月前ルール。 ・今後は4か月前ルール。	個人の使用 ・これまでは純粋個人使用は許可していない。 ・今後は14日前ルール。
4月	まだ申請できない	6月末までの使用申請が可能	申請できない
5月	まだ申請できない	7月末までの使用申請が可能	申請できない
6月	まだ申請できない	10月末までの使用申請が可能	申請できない
7月	まだ申請できない	11月末までの使用申請が可能	申請できない
8月	10月1日から末日までの使用申請が可能	12月末までの使用申請が可能	申請できない
9月	10月1日から11月末までの使用申請が可能	翌年1月末までの使用申請が可能	～9/16：申請できない 9/17～：10月1日以降の使用であれば使用申請が可能
10月	12月末までの使用申請が可能	翌年2月末までの使用申請が可能	14日先までの使用申請が可能